

「観光」に関わる資源の保護と活用 ～特に文化観光資源に関する 保護制度と活用の課題について～

北川 宗忠

はじめに

国際観光交流時代を迎えて、わが国への来訪者は2013年度において史上初の1,000万人台を越え1,036万人、2014年度上半期(1~6月)も昨年同期を大幅に上回る626万人となった。観光立国を標榜するわが国は東京オリンピック開催を見据えて2020年には2,000万人の訪日来訪者を目指す目標をたてている。

一方世界の状況は、UNWTO(世界観光機関)によると、国際観光客到着数は2013年度には10年前と比べおよそ40%増の10億8,700万人余^[1]、2014年度は前年比4~4.5%の成長、2030年には18億人が見込まれ、ますます国際観光交流の増加に大きな期待がかけられている。

本稿では内外の観光交流に関する諸事情と、その対象となる観光資源、特に文化観光資源に関する現状と、これらの保護に関する政策と資源の利用に関する問題を明確にし、国際観光交流新時代に対処すべく一考を設けることとした。

I 観光資源の考え方

1. 観光資源とは

観光資源とは、自然の風景や社寺仏閣などを見学したり、異文化に触れ、体験や学習を行い、あるいはレクリエーションを楽しむなど、日常生活を離れ、人びとの基本的欲求を満たすことのできる観光対象、観光行動の目標をいう。

この観光資源という用語については、鉄道省(現在の国土交通省)の外局に国際観光局が設けられた際(1930年)に誕生^[2]した。

2. 観光資源の分類

観光資源の分類は通常、大きく自然観光資源と人文観光資源に分類されるが、産業観光資源

や都市の景観そのものが重要な観光資源になるなど、観光行動の多様化に伴い、その対象となる観光資源の領域も複雑化の傾向^[3]にある。本稿では、これらのうち人文観光資源の分野を「文化観光資源」として取り上げるが、両者の複合的な資源(富士山など)となるものもあり、近年国際観光旅行の主たる観光対象となる世界遺産の登録分野も自然遺産、文化遺産、複合遺産となっている。

3. 文化観光資源

観光資源の大分類から、本稿では「文化観光資源」を掲げたのは、近年の国際的な観光資源である世界遺産の登録分野「世界文化遺産」によるところが大きい。また、自然的景観に対して、日々の生活に根ざした身近な景観の文化的価値を正しく評価し、地域で護り、次世代へと継承する文化的景観が認められ、「重要文化的景観」^[4]が文化財の新しい分野として誕生、「生野鉱山及び鉱山町の文化的景観」など43件^[5]が選定されていることなどによる。

4. 観光文化財

価値ある文化、伝統ある文化の保護、保持、次世代への継承など文化観光資源を見る目は日ごとに高度化し、国や地域に課せられた問題も多方面、多義にわたり、国際的な「世界遺産条約」やわが国の「文化財保護法」が果たす役割は大きい。「文化財保護法」には「保存」「保護」とともに「活用」(公開)を図ることが目的とされているが、諸事情により非公開の文化財も多い。

国や県、市町村による指定の文化財のみならず、社寺や個人・団体所有の宝物なども含めて、

有料・無料を問わず一般に公開の便宜が図られているものを「観光文化財」^[6]と提言する。

II わが国の文化観光資源の保護について

1. 文化観光資源の保護とその淵源

わが国の観光資源の保護と活用を考える上で、関連する歴史的な事例をいくつかあげる。

(1) 観光名所の誕生と「歌枕」

観光の対象となる社寺仏閣や歴史・文化に関する遺跡・史跡、自然的・文化的な景観などを名所・旧跡という。その淵源は、わが国独自の文化である和歌が登場したときの「歌枕」にあると考えられる。「歌枕」とは、①和歌に詠まれて有名になった各地の名所・旧跡。②和歌を詠むときに必要な歌語・枕詞・名所など。また、それを記した書物^[7]をいい、歌に詠まれて有名になった名所・旧跡がのちに、物見遊山の名勝地(観光地)となったものが多い。現存最古の漢詩集『懐風藻』(751年)の編者(不詳)が、役務の余暇を文学に心がけ「古人の遺跡をけみし、風月の旧遊を思ふ」^[8]と語っている。このような風習は古代から認められており、平安期の歌人能因法師(988-?)は和歌を詠む手引きとして歌学書『能因歌枕』を著し、和歌に詠む全国各地の名所・旧跡を集大成している。ここに登場する「須磨」「明石」「淡路島」など、長らく国民にも親しまれ、地域社会のなかで手厚く保護、保存が図られてきたものもあるが、現在ではこれら歌枕の名勝地の変貌(消滅)は甚だしい。

(2) 文化観光の開花

中世以降、わが国の観光文化資源となるものは、古来より和歌に詠まれた歌枕の地のほか、南北朝から室町時代(1336-1573)には中国から伝來した漢詩や山水画の影響を受けた文化的景観(八景)づくりが各地で展開されることになった。これには京都五山(特に建仁寺)の僧侶や貴族の活躍があり、近江八景(その基盤は中国の瀟湘八景)を基に各地に八景名所が誕生した。

また詩歌管弦と呼ばれる伝統文化が開花し、茶華道などのおもてなし文化の創造、わが国独

自の文化が花開く時代でもあったといえる。

(3) 庶民の旅行時代の到来

幾多の天災や戦乱を経て、江戸期には庶民の旅行時代を迎える。前代までに登場したさまざまな文化資源が市民階級にも流布し、同様に平安時代以降、上流階級、僧侶から武士、地方豪族へと普及していった熊野詣でや西国観音巡礼などからはじまった諸国への社寺詣でが庶民層に広がり、また伊勢参宮が加わり大旅行時代を迎える。現代の観光行動における周遊型観光の原型がここに完成され、同じく古来より知られていた温泉湯治の効用が理解されていわゆる滞在型観光の発展とともに、わが国独自の物見遊山、観光旅行時代を迎えるに至ったのである。

2. 近代以降の文化観光資源の保護

国際観光交流時代を迎えるわが国の対応の淵源は、明治維新の前後にある。鎖国からの解放により外国人の往来がはじまり、現代に至る文化観光資源の保護と活用について、ここでは国策の展開を中心にあげておきたい。

(1) 初期の「法」整備における保護

明治維新の廢仏毀釈は文化観光資源の面で多くの文化財を失った。明治政府はこの神仏分離政策(「神仏分離令」1868年)により多くの寺院を破壊、破棄、これらの所蔵した文化財が門外、海外などへの流出する事態に直面、新たに寺院の再興や「古器旧物保存方(法)」(1871年)を布告、古器旧物の目録、所蔵者リストの作成・提出を命じた。こののち全国の宝物調査を実施「古社寺保存法」(1897年)が公布され、社寺のほか名所旧跡に関しても例外的に対策が講じられるようになった。

(2) 訪日観光客を意識した時代の保護

明治後期になるとアメリカへ移住した二世、三世の祖国訪問や、世界では第一次世界大戦後の外貨獲得を目指して観光客誘致を国策とするようになってくる。明治政府は外国人の来訪を当初から歓迎、その接遇のために欧風の観光的社交クラブ「鹿鳴館」を設置(1883年)、またこ

れら訪日外国人を歓迎、歓待する施設として「喜賓会(The Welcome Society)」を創設、また半官半民の機関として「ジャパン・ツーリスト・ビューロー(日本旅行協会 Japan Tourist Bureau)」を誕生させた。

以降、わが国は国際観光振興を意識し、「観光」関係者念願の「国際観光局」を創設(1930年)、「Resources for Tourists」を「観光資源」と訳し、国家事業として「観光」を意識し、訪日観光客の観光行動の目標になる観光資源の保護、利用を促すことになった。ここに明治初期の「古社寺保存法」やのちの「史蹟名勝天然紀念物保存法」(1919年)を発展させ「国宝保存法」(1929年)や「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」(1933年)が制定されることになった。

(3) 「文化財保護法」の成立

第二次世界大戦後、わが国はいち早く経済面からの再建に訪日外国人の誘致を国策として、また観光事業の推薦の四大要素として「観光資源」「観光施設」「観光斡旋」「観光宣伝」^[9]をあげ、これらの要素に対して「観光客」の存在があるとした。また「旅館業法」(1948年)、「国際観光ホテル整備法」(1949年)を制定するとともに、「温泉法」(1948年)、戦前の法を改正した「文化財保護法」(1950年)、「自然公園法」(1957年)を制定した。特に、「文化財保護法」はわが国の文化遺産の保護制度を確立するもので「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的」(第一条)とした。その指定の分野で①有形文化財(建造物・美術工芸品)、②無形文化財、③民俗文化財、④記念物、「選定」の分野で①重要伝統的建造物群保存地区、②重要文化的景観、③文化財の保存技術の保護、「登録」の分野では①登録有形文化財(建造物・美術工芸品)、②登録有形民俗文化財、③登録記念物などの分野を設けて文化観光資源の保護、活用を促している。これらの所管は「文化庁」(1968年)で、このほか各都道府県や各市町村でも規定を

設けて同様に文化財の指定を行っている。

(4) 「文化財保護法」以外の「法」制度

観光振興が飛躍するなかで文化観光資源の活用が広域に及び、その保護のため「文化財保護法」のほかにも関係する「法」整備が行われている。これらのいくつかをあげておく。

①古都保存法

「古都」とは、広義では古くからの都市または都市のあった所をいうが、狭義ではわが国における往時の政治・文化の中心都市として、歴史的に重要な地位にある市町村^[10]をいう。正式には「古都における歴史的風土の保存に関する特別保護法」(1966年制定)といい、京都市、奈良市、鎌倉市、大津市など8市1町が指定されているが、明日香村は別に次項も講じられている。

②明日香保存法

「明日香村特別措置法」(1980年制定)といい、明日香村の貴重な歴史的風土の保存と住民の生活の安定や産業の振興との調和を図るために講じられている。

③地域伝統芸能等活用法(「お祭り法」)

正式には「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」(1992年制定)といい、地域の特色を生かした観光の多様化による国民及び外国人観光客の観光魅力の増進を図るとともに特定地域商工業の振興を図るというものである。

III 國際的な文化観光資源の保護について

1. 諸外国における文化観光資源の保護^[11]

観光の成長は国益に貢献することで、観光先進国においては、のちにわが国がモデルとするような国策に早くから取り組んでいる国もある。

(1) フランス

近年フランスを訪れる外国人旅行客は8,301万人余(2013年度)で世界第1位(日本は27位、アジアで8位)である。すでに1910年に国策として外貨獲得を目指して大蔵省内に観光課を誕生させた。これは国政機関が「観光」担当課を

設置した端緒で、のちヨーロッパ各国に広がった^[1,2]。文化財の保護に関しては 1830 年ころ歴史的建造物監察総監がその任にあたったことにはじまり「歴史的建造物保護に関する法律」(1887 年)を制定、のちに天然記念物、史跡、自然にも拡大された。しかし、文化大国である同国の文化政策における文化財保護の比重は軽く、現在は「文化財法典」(2004 年制定)による。

(2) イギリス

イギリスもフランスと同様、文化財の保護制度の歴史は古い。イングランドでは「古代記念物保護法」(1882 年)の制定があり、現在は「古代記念物・考古区域法」(1979 年)、「建造物保護法」(1990 年)、「埋蔵物法」(1996 年)があり所管は文化・メディア・スポーツ省(DCMS)である。文化財の保護・活用については、同省とイングランドの歴史的文化財の保護、国民の理解と活用を促進している公的団体イングリッシュ・ヘリテージ English Heritage、国内最大規模の環境保護団体で歴史的建造物、庭園、自然環境などを保管する私的なボランティア団体ナショナルトラスト National Trust などと連携して各種の施策を展開している。

(3) イタリア

イタリアは世界遺産最多の 50 登録(文化遺産 46 自然遺産 4 2014.6 現在)を有する。多くが古代ローマ帝国時代に関わる考古学的な遺跡や町並みである。これらの国内各地にある文化財を文化財、景観財として認定するのが「文化財景観法典」で、「文化財・文化活動省」が管轄、認定されたものは公開を義務づけている。

(4) 近隣諸国について

わが国の海外渡航先として上位 3 国の近隣諸国の文化遺産の保護政策などをまとめておくと、中国では国家文物局があり「文物保護法」(1982 年制定)により、文化遺産の指定や故宮博物院の管理などをしている。韓国では、文化財府がわが国と同じような内容で文化財の指定を行なう

「文化財保護法」(1982 年制定)がある。台湾では、「文化資産保存法」(1982 年制定)のもと文

化資産として「古跡、歴史建築及び聚落」「遺址」「文化景観」「伝統芸術」「民族および関連文物」「古物」「自然地景」指定や登録制度を設けている。

2. 「世界遺産」の登録と文化観光資源の保護

21 世紀を迎えた今日、観光客の多くは世界遺産に登録された観光地を目指して行動している。

(1) 世界遺産の誕生

エジプト南部、スーダンとの国境近くにあるアスワン・ハイダムは、ナイル川の氾濫防止と灌漑用水の確保のために高さ 111 メートル全長 3.6 km のダムを国家事業として建設、1970 年に完成した。1960 年代この計画が持ち上がりると、このナイル川流域にあった古代エジプト文明のヌビア遺跡(アブ・シンベル神殿など)が水没することになった。UNESCO(国際連合教育科学文化機関)は、この保存救済のためのキャンペーンを実施、世界 60 余国支援により、19 世紀の初め発掘された遺跡群は高所に移築されることになった。「人類共通の遺産」というこの時の考え方方がのちの「世界遺産条約」へつながり、この遺跡も 1975 年世界遺産に登録された。

(2) 世界遺産条約の成立

「世界遺産条約」は前述のいきさつから、1972 年パリで開催された UNESCO の第 17 回総会で採択、正式には「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」といい、「顕著な普遍的価値」を有するものが世界遺産一覧表に記載される。1973 年米国はじめ 20 か国が最初の条約締約国となり、2014 年新たにミャンマーが加わって現在は 191 か国となり加盟国最大の国際保護条約である。わが国は 1992 年、先進国では最も遅い 125 番目の締約国となっている。

この世界遺産の登録には、文化遺産、自然遺産、複合遺産の 3 種類があり、有形の不動産が対象となっている。

(3) 世界文化遺産の登録基準

本稿の文化観光資源の世界的な対象ともいべき世界文化遺産の「顕著な普遍的価値」につ

いて、2005年までは文化遺産と自然遺産についてそれぞれの登録基準があったが、現在は統合されて新しい基準で登録されている。これにより遺産の保護管理体制がとられることから、以下に文化遺産の基準を条約から抜粋しておく。

- ①人間の創造的才能を表す傑作である。
- ②建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- ③現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である。
- ④歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- ⑤あるひとつの文化(または複数の文化)を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である(特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの)。
- ⑥顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。

以上の定義に基づいて遺産を認定し、締約国は自国内においてはこれを保護し、保存し、整備し及び将来の世代へ伝えることを確保することが第一義であり、また世界遺産の保護について協力することが国際社会の全体の義務であることを認識する。そこでこの国際的な協力及び援助の体制を確立するため、ユネスコに世界遺産委員会(2014年現在の構成国数はわが国を含む21)を設置、顕著な普遍的価値を有する遺産を保護するための世界遺産基金を設立、基金は締約国に2年に1回定期的に分担金の拠出、その他の国や機関、個人からの拠出金からなる。わが国は分担金の拠出でも約35万ドル(2013

年)と世界第2位の貢献をしている。

また現在の世界文化遺産の審査は1965年設立の非政府組織(NGO)であるICOMOS(イコモス:国際記念物遺跡会議)がユネスコの諮問機関として活躍している。現在130を越える国がこの機関に参加している。

IV 文化観光資源の現状と活用に関する課題

1. わが国の文化財の現状と観光交流における問題点

(1) 文化財の現状について

「文化財保護法」による文化財のうち、文化観光資源として公開されているものを観光文化財と定義してきたが、ここでは先ず同法による文化財指定等の現状を見ておきたい(以下、本項の数値は文化庁資料:2014.8.1現在)。

① 国宝・重要文化財の指定

建造物 国宝 218 重要文化財 2,412

美術工芸品 国宝 871 重要文化財 10,524

(重要文化財の件数には、国宝の件数を含む)

② 史跡名勝天然記念物の指定

特別史跡 61 史跡 1,724

特別名勝 36 名勝 378

特別天然記念物 75 天然記念物 1,012

(特に明記しないが、重複指定を含む)

③ 重要無形文化財の認定(芸能・工芸技術)

各個指定 77件 保持者 110

保持団体等認定 26件 保持団体数等 26

(保持者には重複認定がある)

④ 重要民俗文化財 有形 214件

無形 286件

⑤ 重要文化的景観 43件

⑥ 重要伝統的建造物保存地区 106地区

(2) その他の文化財の現状について

① 登録文化財の登録

文化庁では1996年の「文化財保護法」の改正により、国宝・重要文化財の指定のほかに、新たな文化財登録制度として(a)国土の歴史的景観に寄与しているもの、(b)造形の規範となっているもの、(c)再現することが容易でないもの、

に加えて建造物の分野で「登録」という制度を設けた。主として築 50 年を経過したものを登録対象としたが、その後美術工芸品、有形民俗文化財、記念物の分野(2004 年)にもこの制度が広がり、文化観光資源としても注目を浴びるものが多い。登録文化財の登録の現状は、

登録有形文化財

建造物 9,643 件 美術工芸品 14 件

登録有形民俗文化財 33 件

登録記念物 82 件

②都道府県・市町村の指定等文化財

わが国の文化財は、国の制度によるものほか、(a)都道府県 47、(b)市町村 1718(市 790、町 745、村 183 2014.4 現在)による指定・選定(以下抄)がある。

有形文化財

建 造 物 (a) 2,455 件 (b) 9,285 件

美術工芸品 (a) 10,126 件 (b) 41,827 件

無形文化財 (a) 171 件 (b) 512 件

民俗文化財

有 形 (a) 744 件 (b) 4,846 件

無 形 (a) 1,636 件 (b) 6,297 件

記 念 物

遺 跡 (a) 2,964 件 (b) 12,893 件

名勝地 (a) 272 件 (b) 848 件

天然記念物 (a) 2,994 件 (b) 10,994 件

文化的景観 (a) 9 件 (b) 23 件

伝建地区 (a) 1 件 (b) 110 件

登録文化財(全) (a) 233 件 (b) 4,118 件

(3) 文化財の公開における問題点

①文化財の流出

近年、海外の博物館、美術館が所蔵する日本の文化に関わるもので、わが国にあれば国宝、重要文化財級のものが国内に里帰り展示、公開されて人気を博している。

わが国は江戸末期から明治初期、国策の変更、西洋文化の取得など近代国家への変遷の過程のなかで、独自文化の存在を揺るがす文化資源にとっても多難な時代を迎えた。特に II 項ー 2 で述べたように廃仏毀釈やこれにともなう社寺な

どの衰退には国策としての保護が図られたが、開国による外国人の来訪や文化財意識の脆弱さが多く、文化財の散逸、海外流出に繋がった。日本美術の研究家フェノロサ(1853-1908)は、米国から来日してこの現状を衝撃を受け、岡倉天心(1862-1913)などとともに文化財の破壊、衰亡の危機から保護へ向け、尽力した。そして多くの保護政策が展開され、のち昭和初期には「国宝保存法」、「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定、この法は「文化財保護法」(1950 年)の制定後、廃止になったが、新法に移行されなかった文化財も多く、公開施設では「旧国宝」「旧重要美術品」の表示のもとに公開される場合もあり、鑑賞者には多少の混乱が残っている。現在文化庁は「古美術品輸出監査証明」を出すなどして文化財の海外流出を防止している。

②文化財の管理

国指定の文化財の管理については「文化財保護法」(第 14-16 条)で規定しているが、先に挙げた国宝・重要文化財のうち、刀剣 52 件(うち国宝 1 件)、仏像 17 件、絵画 10 件の 109 件の所在が不明で、一部は海外流出や中国でのオークションに出たものもある(前項文化庁資料)。また同法(第 33 条)で「指定文化財は、この法律の定めるところによりこれを公開しなければならない」と規定、文化財の指定がわが国の文化観光の理解、推進に貢献していることとその管理責任も重要であることを示唆している。

③公開に関わる文化観光資源の諸問題

公開された文化財(観光文化財)は、指定の有無に関わらず、文化観光資源として観光行動の対象となるものが多い。これらは天災(地震、台風など)や人災(落書き、盗難、火災など)による災難、法難に直面している。天災に対しては、耐震改修や収蔵庫設置などで災害の防止に対処しているが、不慮の災害の対応は困難を極める場合が限りなくある。一方、観光資源の公開に関わる人災は発生の防止対策が問題となる。

本年(2004 年 4 月)滋賀県の湖東三山の古刹西明寺の二天門(重要文化財)の柱など 5 カ所に油

性インクのスタンプが押されて落書き問題に新たな現代観光の一石を投じた。

現在の「文化財保護法」が誕生したきっかけに奈良法隆寺金堂(1949年)や京都金閣寺の火災(1950年)があり、それぞれ失火、放火であつた。また国宝彫刻の第1号である京都広隆寺の弥勒菩薩半跏像が拝観の大学生により指を折られる事件(1950年)があった。

文化観光資源の公開には、ここに取り上げた落書き、火災、破損・破壊など不慮の事故の発生と防止が表裏一体の関係で問題を呈する危険を孕んでいる。これらはわが国だけの問題ではなく、国際観光交流の中でも重要な課題であるので次項でも取り上げる。

2. 世界遺産の現状と国際観光に関わる問題点

(1) 世界遺産の現状について

「世界遺産条約」の採択(1972年)後、最初の登録(1978年)を果たしたのは12件(文化遺産8、自然遺産4)であったが、当時はまだ条約採択の原点である人類共通の遺産保護の考え方方が強く、国際観光の対象としての認識は低かった。40年を経過した登録の現状は次の通りである。

文化遺産 780 件

自然遺産 196 件

複合遺産 31 件 の合計 1,007 件。

登録数の多いのは、イタリア 50、中国 47、スペイン 44、ドイツ、フランス各 39 で、わが国は 1993 年の法隆寺地域の仏教建造物、姫路城(以上文化遺産)、屋久島、白神山地(以上自然遺産)が最初で、2014 年に富岡製糸場と絹産業遺産群(群馬県)が加わり、18 件(文化遺産 14、自然遺産 4)となっている(2014.6 現在)。

(2) 世界文化遺産の問題点

① 危機遺産

アンコール遺跡(カンボジア)は、国際的にも人気のある文化遺産で、訪れた人々を驚愕させているが、1992 年の世界遺産登録と同時に危機にさらされている世界遺産、危機遺産に登録された。文化遺産の危機遺産登録基準として示さ

れているのは「材質の深刻な悪化」「構造および／あるいは装飾的特質の深刻な悪化」「建築上もしくは都市計画上の統一性の深刻な悪化」「都市空間、農村空間、自然環境などの深刻な悪化」「歴史的真正性の顕著な喪失」「文化的意義の重大な喪失」(以上「決定的危機」)、および「当該物件の保護の度合いを弱める法的地位の修正」「保存政策の欠如」「地域的な計画の脅威的効果」「武力衝突の勃発もしくは脅威」「地理的、自然的、もしくは他の環境的要因による斬新的変化」(以上「潜在的危機」)で、アンコール遺跡のようにわが国などの積極的な修復支援の結果が評価されると危機遺産から解除(2004年)される。現在世界遺産登録 1007 件のうち危機遺産登録は 46 件(2014 年現在)あり、各国が拠出する世界遺産基金により修復が図られている。

② 世界遺産登録の削除

世界最大のゴシック様式の建築でドイツ文化の誇りといわれるケルン大聖堂は 1996 年に文化遺産に登録されたが、2004 年危機遺産に登録された。理由は周辺地区で高層ビル建築やその計画などで、シンボルの大聖堂の景観破壊問題が登録の削除さえも論議された。かつて世界遺産登録前に筆者が訪れた(1973 年)際にすでにこの景観問題は語られていたが、ケルン市の建築物の高さ規制などの努力により、2006 年危機遺産を脱した。しかし、同じドイツの文化遺産であったドレスデンのエルベ渓谷の文化景観は、市内の交通渋滞緩和のため建設した架橋のため、景観破壊となり、2009 年登録抹消となった。これは自然遺産で 2007 年抹消されたアラビアオリックスの保護区(オマーン)に次いで 2 例目となった。このような事例は今後も起こりえる問題といえる。

③ 世界遺産の文化観光資源としての問題点

世界遺産の登録は、文化観光資源としての対象を意図したものではないが、わが国がそうであるように国際観光行動のなかでも近年は魅力ある観光資源としての認識が深まっている。わ

が国の海外旅行のパッケージツアーでも世界遺産の表記が大きく掲示されるようになった。

富士山が世界文化遺産に登録(2013年)され、日本人だけではなく、外国人の登山者が急増、世界自然遺産などに見られるオーバーユースの問題が浮上した。富士山はすでに平安期に『富士山記』(『本朝文粹』記載、11世紀成立)があり、また古今の詩歌に詠まれ、江戸期には信仰登山が最高潮に達した。幕末にはその名声により英國の外交官オールコック(1809-97)が登山(『大君の都』第20章)が外国人としての初挑戦をしたが、いまこの山が世界遺産になると、軽装や無計画、日帰りの弾丸登山者であふれ、登山マナーは大きく低下、ゴミの散乱や遭難者も増えて、環境保全、安全対策が急務となっている。富岡製糸場もその例に漏れない観光客であふれた状態にある。世界遺産の知名度は観光資源としては非常に大きな宣伝効果をもたらしているが、観光客のマナーの問題は緊急の対策を要する問題を呈しているといえる。

(3) その他の国際的な文化観光資源の活用と問題点

前項であげた資源公開による文化観光資源に関わる諸問題は、国際観光交流上でも同様の問題を投げかけている。ここでは文化観光資源の保護と活用に関わる諸問題を取り上げてみる。

① 公開の制限

文化観光資源の公開の問題点には、前述のようなオーバーユースのような過剰な利用に対する問題ともに管理態勢の問題や公開資源の保護の問題から公開を制限することがある。2014年東京国立博物館で開催された「台北・故宮博物院展」の目玉に翡翠の名品「翠玉白菜」があった。台湾故宮博物院最大の人気作品の海外初公開(2週間限定)で、その旨の事前報道もあったが、公開期限終了後に観覧した筆者の周囲にはこれを目当てに来た人びとの不満の声があちこち聞こえた。このような文化財の保護や荒廃のための立ち入り禁止の中には、不心得な観光客のために本来の主役となるべき対象物が遠ざけ

られてしまう問題が内外に存在する。国際間の文化交流、文化財の移動が深まる時代、公開問題は慎重を期すべきことではある。

② 文化財などの盗難、略奪、不正海外流出

前述したように幕末～明治期の混乱期に海外に流出したわが国文化財は数知れないが、戦乱などの混乱期に盗難、略奪され当該国以外に流出された文化財多い。特に外国に流出した文化財を、その原産国や原所有国に返還することに関わる、また返還を要求する文化財返還問題は困難を極めるものが多い。現代の最大の返還問題は、エジプトが各国(博物館など)に流出した古代エジプトの遺品の返還を求めたことで、すでに数千点が返還されている。

文化観光資源となる文化財の盗難についてはユネスコが文化遺産の不法な国際取引を防止する国際法として「文化財不法輸出入等禁止条約」(ユネスコ条約)を締結(1970年)、私法統一国際協会では「盗取された又は不法に輸出された文化財に関する条約」(ユニドロワ条約)が採択(1995年)されている。またすでにユネスコ主導で採択(1954年)された文化財保護条約として

「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」(ハーグ条約)があり、これらを国際間の不正取引防止三法^[13]という。日韓における『朝鮮王室儀軌』(日本→韓国、2011年返還)、対馬(長崎県)で盗難された重要文化財仏像など(韓国→日本、2012年末返還)など、国境を越えて国家間にわたる文化財の流出に関わる問題は「国際法」があるにも関わらず困難な事情もあるといえる。

③ 文化観光資源の破壊

バーミヤン渓谷(アフガニスタン)の古代遺跡の石窟にあった巨大石仏の大仏像が当時のターリバン政権により破壊(2001年、その後2003年世界文化遺産)されたのは耳新しいことであるが、落書きによる文化財や景観の破壊も問題がある。近年はどの国を訪問しても至る所でスプレー や フェルトペンを用いたグラフィティが見られるが訪問客はどのように感じているのだ

ろうか。古代ローマ時代、紀元 79 年ヴェスヴィオ山の大噴火で埋もれたポンペイ遺跡(イタリア)には当時の市民たちの落書きが残り、前述のアンコール遺跡にも、江戸初期の寛永 9(1632)年に訪れた日本の武士森本右近太夫(?-1674)らが書いた落書きが残る。これらが現在では観光資源ともなって公開されているのは、歴史上の皮肉だろうかと考える。

②資源の商業化

カネになるなら何でも利用しようというのは古今東西で万人が考えるところである。

ユネスコには、世界遺産条約のほか世界記憶遺産(1992 年)とともに三大遺産事業といわれる「無形文化遺産の保護に関する条約(無形文化遺産保護条約)」(2003 年採択、2013 年現在 157 か国が条約締結)がある。わが国からはこの条約以前の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言(傑作の宣言)」(2001 年)時代の能楽、人形浄瑠璃、歌舞伎を含む 22 件(2013 年現在)がこの条約に記載登録された。

この形のない世界遺産に「和食；日本人の伝統的な食文化」(2013 年)が登録、わが国的新しい文化観光資源「食」を内外に売り込むチャンスと意気込んだところ、文化庁はこれを歓迎した上で、特定の料理や食材の販売や旅行業のツアーナどに無形文化遺産を利用した過度な商業化を認めないとしたことは注目される。

V 新たな国際観光交流時代における文化観光資源の保護と活用

1. 新たな国際交流時代の到来

UNWTO の国際観光客到着数は 2013 年、対前年比 5.0% 増であったが、アジア太平洋地域は 6.0% 増で、全世界の 23%、2 億 4,770 万人^[1 4]となった。これを来訪者数から見ると、中国 5,773 万人、韓国 1,114 万人、日本 836 万人、台湾 731 万人(以上、2012 年)であるが、わが国は本稿頭書に述べたように 2013 年において 1,036 万人に増加、2020 年には 2,000 万人の来訪者を見込んでいる。

2. 文化観光資源の保護・保全のあり方

(1) 「法」「条約」の整備

本稿で取り上げた「法」や「条約」は本来、観光行動の対象を考慮されて誕生したものではないことはすでに述べてきところである。しかし現代観光においては、これらの法制度の持つ資源の保護や制限などは観光資源として世界的に展開される観光行動に大きな影響を与えていることも事実である。

現在わが国の国宝所蔵は、①東京都 276 件、②京都府 228 件、③奈良県 198 件、④大阪府 60 件、⑤滋賀県 55 件、⑥和歌山県 38 件、⑦兵庫県 20 件などの順であるが、国宝が一件もない県が 3 県(群馬・徳島・宮崎)ある(文化庁資料 2014.8.1 現在)。また世界遺産の条約締約国のうち世界遺産を一件も保有しない国が 30 か国ある(2014.6 現在)。危機遺産の問題もあるが、保護や資源の酷使、盗難や資源の流出、国土開発など周辺環境問題との関連など管理問題の強化が望まれるとともに、わが国の世界遺産「暫定リスト」にある 11 件の早期登録も望まれる。

(2) 新しい観光文化の醸成

2020 年の東京オリンピック開催決定でわが国の「おもてなし」が再認識されたが、これ機に新しい国民のホスピタリティ運動を実施、観光交流時代のより高度な観光教育の充実、これらに関する国民運動の展開が望まれる。トイレの落書き、交通機関の優先席、駅や街の喫煙スペースなど民間に協力を呼びかけたマナー問題が順調に解決、浸透しているが、今後は観光立国を目指してさらに、ゴミ問題や広告看板、電線の地下配線など景観への配慮、交通機関の路線や駅名改称などで外国人にも配慮した「おもてなし」への問題は官民協力で早急な対応策が必要である。これらを強化していく施策や運動の展開は文化観光に対するマナーの向上、理解にも大きな効果を及ぼすものと考える。

3. 文化観光資源の活用・公開のあり方

①観光サービスの付加

観光交流の推進に官民の協力が必要なことを

あげたが、「旅行業法」の改正(2012年)で地域の観光資源の活用や多様化する観光客に対応できる「地域限定旅行業」が創設され、着地型旅行の展開が新たな地域資源や観光施設の活用に活路を開かれることになった。これに応じて地域のボランティアガイドや施設にも若年層や外国人対応のガイドを育成してサービスする事業の推進が求められる。

②日本文化の海外公開

観光立国を標榜して多くの来訪者を誘致するために、日本政府観光局(JNTO)と一体となったわが国の文化遺産の主力を投じての海外公開や象徴的な「おもてなし」文化を展開する観光イベントの開催を充実させ、わが国の文化観光の現状を身近に感じさせることで国威発揚すべきである。世界三大がっかり名所(デンマークの人魚姫、ベルギーの小便小僧、シンガポールのマーライオン)といわれたところが宣伝、広報で知名度が高まり世界の名所になった。

「日本三景」などわが国に多い「三大〇〇」や〇〇富士など外国人に理解できる形での情報を発信することも、文化観光の高揚に貢献するものと考える。

③「和食」文化の活用

文化観光資源の活用は、いわゆる観光資源に依存した有形、無形の資源だけではなく、国際

観光交流時代のなか新たな視点からの資源開発が望まれる。「和食」が世界無形文化遺産になり、和食の文化が世界的に認識されたことで、近年各地で推進されてきた地場産を活用の食文化の創造、これらを利用した商品化(みやげ品など)地域ブランドの確立に勢いが見られる。国策においても中小企業庁(経済産業省)の「ふるさと名物応援制度」や農林水産省の「知的財産の総合的活用の推進」など地場産品などを活用、地域観光振興に貢献する事業も推進に向けて進んでいる。内外の来訪者が地域を重視して観光行動するなかで新たな発見の時代の夜明けである。

おわりに

本稿は、観光交流推進の中心となる文化観光資源について、これらの保護と活用を中心まとめるにした。一般的に「観光」の分野は観光行動の状況が日々変わり、状況に応じて資源の活用、政策や業界の対応も変化していくもので、これらを的確に把握していくことはなかなかの困難を極める。観光立国の時代、「量」的観光から「質」的観光への成長を期待して、ここに小論をまとめることができたことに多少の「観光」の存在感を意識しているところである。(了)

<参考文献>

[1] 『観光白書』平成26年版、p4

[2] 『観光・旅行用語辞典』北川宗忠編著、

ミネルヴァ書房、2008、p55

[3] 『観光・旅行用語辞典』前掲、p55

[4] 「文化財保護法」第二条第一項第五号、2004

[5] 資料:「文化庁」2014.8.1現在

[6] 『観光・旅行用語辞典』前掲、p66

[7] 『大辞林』三省堂、1988

[8] 『奈良時代の文化』村尾次郎、至文社、1962、p83

[9] 『観光事業の歴史』運輸省編、1948

[10] 『観光・旅行辞典』前掲、p110

[11] 資料:「各国の主な文化政策」文部科学省文化審議会

[12] 『現代の観光事業』北川宗忠編、ミネルヴァ書房、2009、p13

[13] 『「観光」交流新時代』改訂版、北川宗忠、サンライズ出版、2008、p269

[14] 『観光白書』平成26年版、p3、p5